

別表六(十九)

「14」、「27」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定の地域において雇用者の数が増加した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
調整基準雇用者数	7	人	
当期の開始の日の前日における雇用者の数 (別表六(十九)付表「3の①」～「4の①」)		人	
基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の①」) (マイナスの場合は0)		人	
基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$			
給与等支給額 (別表六(十九)付表「14」)	4	円	
比較給与等支給額 (別表六(十九)付表「22」)	5		
特定地域基準雇用者数 (別表六(十九)付表「2の④」及び「5の④」のうち少ない数 (マイナスの場合は0))	6	人	
除 額 の 計 算			
当期税額基準額 $(10) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	11		
当期税額控除可能額 (9)と(11)のうち少ない金額)	12		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑯」)	13		
当期税額控除額 (12) - (13)	14		
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項			
認定年月日	平・・	事業実施地域	
地方事業所基準雇用者数に係る計算		地方事業所特別基準雇用者数に係る計算	
計画の区分	拡充型・移転型	基準年度	平・・
地方事業所基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の⑦」) (マイナスの場合は0))	15	人	
地方事業所特別基準雇用者数 (別表六(十九)付表「5の⑧」) (マイナスの場合は0))	16	人	
当期 地方 事業 所 税 額 控 除 額			
控除対象地 (2)と(3) のうちの少 ない金額			
控除対象 (16)と別 表六(十九) のうちの少 ない金額			
非特定新 規雇用者 超過数 (別表六(十九)付表「11」)	19	人	
非特定新 規雇用者 超過数 (別表六(十九)付表「11」)	19	人	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑰」)	26		
当期税額控除額 (25) - (26)	27		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑰」)	26		
当期税額控除額 (35) - (36)	37		
法人税額の特別控除額 (14) + (27) + (37)	38		

別表六(十九)

平二十九・四・一以後終了事業年度分

「14」欄

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別控除(特定地域
基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12第1項」

② 「区分番号」欄: 「00588」

③ 「適用額」欄: 「14」欄の金額

「37」欄

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所
特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12第3項」

② 「区分番号」欄: 「00572」

③ 「適用額」欄: 「37」欄の金額

「27」欄

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事
業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合① 「租税特別措置法の条項」欄: 「平成29年旧措置法第42条の12第2項」※1又
は「第42条の12第2項」※2

② 「区分番号」欄: 「00571」※1又は「00600」※2

③ 「適用額」欄: 「27」欄の金額

※1 平成29年旧措置法第42条の12第2項(区分番号: 「00571」)

平成29年4月1日以前に開始した事業年度

※2 第42条の12第2項(区分番号: 「00600」)

平成29年4月1日以後に開始した事業年度